

## 生活相談室すまいる 事業報告

## 1 年度総括

年間を通して月平均 2～3 件の新規相談を受けており、ほぼ毎月コンスタントに受け付けている状況であった。現状の相談員では対応に時間を要することもあり、相談員の対応方法や人員の見直しが必要な状況であった。

昨年度から町に基幹相談支援センターが設置された事に伴い、必要に応じて困難ケースの相談を行ったり、基幹相談支援センターの相談員と共同で支援にあたる事例も増えている。

介護保険と障害者支援を併用されている利用者の増加や、利用者の家族が高齢になり介護支援が必要な状況となったため、高齢者支援との連携が必要なケースが増加している。今後もそのようなケースの増加が想定される中で、いかに高齢者支援と連携を図っていくかという事を継続した課題として捉えている。

利用者およびご家族の高齢化が進んでおり、ヘルパーとの連携の必要性が高くなってきている。後期も単親世帯のご家族が急に入院し、当事者が一人暮らしの状況になるなど、急な派遣調整が必要になる事例があり、日々の情報共有で速やかな支援開始ができるよう取り組んだ。相談支援の会議にヘルパーが参加することまでは取り組み切れなかったため、次年度進めていきたい。

## 2 相談員人員配置及び資格状況（2022 年（令和 4 年）3 月 31 日現在）

## 【相談員人員配置】

管理者（相談員との兼務）	有・無
常勤専従	2 名
常勤兼務	0 名（常勤換算 名）
非常勤	2 名（常勤換算 0.6 名）
合計	4 名（常勤換算 2.6 名）

## 【資格】複数回答可

社会福祉士	3 名
精神保健福祉士	1 名
保健師	0 名
相談支援専門員	4 名（内、主任相談支援専門員 0 名、現任研修修了者 4 名）
その他	（管理栄養士 1 名）

## 2 実施事業

### (ア) 障がい者相談支援に関する事項

- ① 福祉サービスの利用援助に関すること。
- ② 社会資源を活用するための支援に関すること。
- ③ 社会生活力を高めるための支援に関すること。
- ④ ピアカウンセリングに関すること。
- ⑤ 権利擁護のために必要な援助に関すること。
- ⑥ 専門機関の紹介に関すること。

### 【実績】

- ① 支援内容のうち 69%を占めており、相談のニーズに応じて様々なサービス調整を行ってきた。特に年度末にかけてグループホームの調整件数が多かった。
- ② 相談のニーズに対して福祉サービスのみでは対応できない場合に、ボランティア等インフォーマルサービスも含めて相談・調整を行ってきた。
- ③ ご本人では金銭管理が難しい利用者に対して、社協のあんしんサービスの利用を検討したり、独居の利用者に対してヘルパーを利用していただく等して、日常生活に困らないため、また自立性を高めていただくための支援を行ってきた。
- ④ 具体的な取り組みを行えなかった。
- ⑤ 直近で必要でなくても、家庭状況やご本人の判断能力から先々を考え、成年後見についての相談を行ったり、金銭管理について、第三者の介入が危惧される利用者に対して、行政も含めて対策を講じてきた。
- ⑥ 相談のニーズによって、より専門的な支援を必要とする利用者に対して、就労支援機や医療機関等との連携を図ってきた。

### 【課題】

- ① サービス内容によっては、資源が不足しているものもあった。特に短期入所については、コロナ禍の影響がより大きかった前年度ほどではないものの、施設の受け入れが厳しい状況もあった。また他のサービスにおいても事業所自体の数は増えてきたものの、利用者とのマッチングにおいて必ずしも数が増えたことのみによる資源の充足という状況ではなく、その中で利用者に向合う資源を探していく事の難しさも感じた。
- ② 継続して利用者のニーズに応じていけるようフォーマル、インフォーマル含めたサービスの調整を行っていく。
- ③ ご本人の特性によって、支援者が必要性を感じていても契約能力が難しいと判断されあんしんサービスの利用に至らないケースもあった。
- ④ 今まで具体的な取り組みを行っていないため、どのような取り組みができるのか検討が必要。
- ⑤ 利用者が成年後見の申請を行っていく上でのプロセスの理解。支援者が成年後見等の

必要性を感じていても、利用者に困り感がなく介入が難しいケースもあった。

- ⑥ 専門機関につながるのみではなく、専門機関とどのように役割分担を行い、利用者に対して支援を行っていく事ができるか。日常においてより連携を深めていくためにどのようなやり取りをしていくべきか。

#### (イ) 相談支援機能強化に関する事項

- ① 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応に関すること。
- ② 地域の相談支援体制の強化に関すること。
- ③ 町内の教育機関やその他の、障害者等支援を実施している機関に対する専門的な指導、助言及び研修に関すること。

#### 【実績】

- ① 担当相談員のみでは対応が困難なケースについては、月2回の事業所内での会議での相談、検討を行っている。また必要に応じて基幹相談支援センターに相談を行い、共同で支援にあたるケースも増えている。
- ② 毎月行われている委託相談支援事業所連絡会で検討を行っている。
- ③ 利用者を通じて、障害者等支援を行っている事業所や学校等と連携して支援を行ってきた。

#### 【課題】

- ① 継続して事業所内での連携、基幹相談支援センターとの連携を図りながら支援を行っていく。また研修への参加や様々な支援を通じて得たスキルを事業所内で共有、フィードバックしながら個々の相談員、事業所としてのスキルを高めていく。
- ② 事業所内の相談員にも日々の相談支援における課題を確認しながら、継続して委託相談支援事業所連絡会で検討を行っていく。
- ③ 各支援連携とは、それぞれの機関の役割を明確にし専門的なスキルを活かしながら、支援を行っていけるようにする。

#### (ウ) 居住入居等支援に関する事項

- ① 不動産業者に対する物件、あっ旋依頼及び家主等との入居契約手続きの支援に関すること。
- ② 利用者の生活上の課題に対し、緊急対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡および調整に関すること。

#### 【実績】

- ① 様々な理由（生活保護世帯での家族状況の変化、家族との関係悪化で独居希望等）で引っ越しが必要な利用者に対して、不動産業者への同行、入居契約手続きの同行等の

支援を行ってきた。

- ② ご本人の状態により同居家族が看ることが難しくなってしまった、独居の利用者の体調や状態の変化等緊急対応が必要な際に、行政や機関相談支援センター、町内外の支援機関と連携して調整を行ってきた。

#### 【課題】

- ① 相談支援事業所としてどこまで介入していく必要があるのか。また入居契約手続きの支援の際に、関係機関の協力が必要な場面があったため、関係機関と連携して入居に向けた支援を行っていく必要性を感じた。
- ② 緊急時において地域で受ける事のできる支援体制を把握し、利用者に情報提供を行えるようにする。

## 4 2022年度（令和4年度）の主な取り組み

相談件数に対して、昨年度人員が欠員となっていた部分を補充し、当事者に必要な相談支援を提供できるよう整備を行っていく。利用者及びご家族の高齢化が進んでおり、高齢者支援とのより一層の連携と共に、ヘルパーとの連携の必要性も高まっている。昨年度も家族状況の急な変化により、急きょヘルパーの派遣調整が必要になった事例もあり、日々の情報共有で速やかに支援を開始できるような取り組みを継続していく。

困難ケースの対応については、基幹相談支援センターとより一層の連携を図り支援にあたっていくと共に、委託相談支援事業所同士でもより一層の連携を図り、相談支援のスキルアップを図っていきたい。

また、精神障害の方を中心に訪問看護ステーションとの連携の必要性が高まっているため、各ステーションとの情報交換を密にとり、連携を深められるよう取り組みたい。

提出〆切：2022年（令和4年）4月30日

2021年度（令和3年度）特定非営利活動法人 藤沢相談支援ネットワーク

## 寒川町障がい者相談支援事業所 ゆいっと 事業報告

### 1 年度総括

今年度は、昨年度に引き続きコロナウィルス感染拡大の状況が続いており、対面での支援（訪問、面談、ケア会議等）を控えることもやむを得ない期間もあったが、同時に、改めて「相談支援」とは何か、の原点に立ち返ることができたと感じている。コロナ禍においては、平常時以上に、訪問、面談ごとにその必要性和根拠を問わざるを得ない状況は、まさに相談支援の根幹をなす「見立て」を熟考することであった。漫然と利用者の求めに応じて動くのではなく、どのような「見立て」のもとに相談支援専門員として動くのであるのか、向き合い続ける経験は私たちの日々の業務を振り返る好機となった。

また、対象者像については、多岐に渡っている。特に今年度の傾向で特徴的であるのでは、成人については受診歴もなく、手帳もなく、引きこもりの状態である方、または軽度の知的障がい等の方で、必ずしも福祉関連のサービス（ヘルパー、事業所通所等）の利用が適切ではない方の相談が増えている。児童においても特に手帳などの取得はなく、不登校等の状態である保護者からの相談が増えてきており、福祉制度の狭間の対象者が増加傾向にあると感じている。

上記の対象者像の多様化に伴い今後は、一層委託相談支援のあり方について、地域で協議していくことと、委託相談と、計画相談の役割を明確化していく必要性を感じている。

### 2 相談員人員配置及び資格状況（2022年（令和4年）3月31日現在）

#### 【相談員人員配置】

管理者（相談員との兼務）	有	無
常勤専従	0名	
常勤兼務	4名（常勤換算	2.1名）
非常勤	1名（常勤換算	0.1名）
合計	5名（常勤換算	2.2名）

#### 【資格】複数回答可

社会福祉士	3名
精神保健福祉士	1名
保健師	0名
相談支援専門員	4名（内、主任相談支援専門員 1名、現任研修修了者 2名）
その他（介護福祉士）	1名

## 2 実施事業

### (ア) 障がい者相談支援に関する事項

- ① 福祉サービスの利用援助に関すること。
- ② 社会資源を活用するための支援に関すること。
- ③ 社会生活力を高めるための支援に関すること。
- ④ ピアカウンセリングに関すること。
- ⑤ 権利擁護のために必要な援助に関すること。
- ⑥ 専門機関の紹介に関すること。

#### 【実績】

##### ①福祉サービスの利用援助に関すること

支援内容（福祉サービスの利用等に関する支援）としては、517件で全体の約24%を占め、一番多い支援内容となっている。成人については、主に家事援助の調整、通所事業所の調整となり、児童についてはほぼ放課後デイサービス事業所の調整や、紹介となっている。

##### ②社会資源を活用するための支援に関すること

専門的分野の介入（活用）が必要となる場合、茅ヶ崎保健所や寒川町社会福祉協議会相談員との面談同席や、県の困窮者自立支援事業のほっとステーション横浜との面談同席を実施。また、家事援助サービスを導入する前段階として、昼夜逆転の生活リズムの是正へ支援や、支援者が自宅に訪問することにまずは慣れるための支援など、サービス導入（訪問看護へのつなぎなどを含む）までの支援を実施。

インフォーマル資源としては、大家さん、（本人の所属する）会社の方等と情報共有や協力依頼を実施。

##### ③社会生活を高めるための支援に関すること

支援内容（生活技術に関する支援）としては、451件で、全体の約20%を占め、サービスの利用援助に次ぐ支援内容となっている。

また、サービスや訪問看護が導入されている方へは、支援者や、家族、友人との関わり方等についての相談を受け本人の人的、物理的な生活環境を調整している。

##### ④ピアカウンセリングについて

実施には至らなかった。

##### ⑤権利擁護のために必要な援助に関すること

支援内容（権利擁護に関する支援）としては、0件となっている。具体的な成年後見制度や、法テラス等の活用の支援には至らなかったが、ケースワーク自体が、常に本人が社会的不利益、差別を被ることに対して、能動的に各機関に働きかけることであると認識している。

##### ⑥専門機関の紹介に関すること

②と重複するが、医療介入の相談については茅ヶ崎市保健所や、療育に関しては寒川町学校教育課教育研究室、療育総合相談センター、子育てに関しては児童相談所や子育て支援課、金銭管理についてはあんしんセンター（茅ヶ崎市）、就労については、就労援助センター等の紹介を実施。

## 【課題】

### ①福祉サービスの利用援助に関すること

福祉サービス全般として、町内には事業所が少ないため、選択の基準が本人の特性にあった事業所ではなく、利便性を基準に選択せざるを得ない状況にある。また、児童に関しては、放課後デイサービス事業所については近隣市長村となると、送迎の範囲が限定されるので、同じく本児の特性にあった事業所ではなく送迎を基準とした選択せざるを得ない状況にある。

### ②社会資源を活用するための支援に関すること

他者との関わり自体が難しい方や、引きこもりの状況の方など、社会資源を活用する前段階の支援に相当の労力を要している。社会資源を活用するある程度の要件（外出できる、他者と会話ができる等）が整備されるまでの支援に相当の労力を要し難航している。

また、軽度の障がいの方等は、福祉領域の資源が合わず、制度の狭間で福祉の領域で支援を展開すること自体が困難となる場合がある。

### ③社会生活を高めるための支援に関すること

本人の社会生活を高めたい（余暇の充実など）ニーズに対して、活用できる人的・物的資源が少ない。例えば、本来、好きな時に好きな場所に行くことができる自由は誰もが保証がされるべきであるが、移動支援の事業所が少ない、ヘルパー自体の人数が少ない状況。また、本人が社会生活を高める（どのような生活を送っていききたいか）という感覚がなく、高めるためにはまずは本人自身が「高めたい」と思うまでの意思形成に関する支援に相当の労力を要する。

### ④ピアカウンセリングについて

ピアカウンセリングを実施できる事業所の人員体制が整っていない。また、ピアカウンセリングを委託業務の中に、どう組み込んでいくのかの具体的な事業所の実施計画を立てるに至っていない。

### ⑤権利擁護のために必要な援助に関すること

具体的には、成年後見制度の利用援助等になると思うが、制度の利用に関しては対象となるような相談件数自体が少ない状況。しかし、権利擁護を広義に捉えると、本人の日常の意思決定が阻害されている局面も少なくはない。本人（の権利・意思）がいまだに支援の場面においても家庭の場面においても尊重されていないという現状がある。

### ⑥専門機関の紹介に関すること

相談員自身が専門機関の知識が不足していることがあり、ニーズに対して適切な専門機関の紹介に至らない場合もある。また、専門期間を紹介した後の委託相談事業所との連携が円滑に行われないことがある。

(イ) 相談支援機能強化に関する事項

- ① 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応に関すること。
- ② 地域の相談支援体制の強化に関すること。
- ③ 町内の教育機関やその他の、障害者等支援を実施している機関に対する専門的な指導、助言及び研修に関すること。
- ④ 寒川町地域自立支援協議会への協力に関すること

【実績】

- ①専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応に関すること。
  - ・ 家族基盤が脆弱で、ひとり親家庭や、親にも障がいがあり、子にも障がいのある世帯、貧困層の家庭、家庭内暴力のある家庭などには世帯支援を実施。福祉サービス事業所の他、児童相談所や、保育園、保健所等との連携を実施。
  - ・ 医療的ケアのある方へは民間のクリニックとの連携を密に実施。
  - ・ 事例検討会参加。等
- ②地域の相談体制の強化に関すること。
  - ・ 寒川町自立支援協議会参加（計4回、運営会議計4回）
  - ・ 委託相談支援事業所連絡会参加（計8回）
  - ・ 湘南東部保健福祉圏域自立支援協議会参加（計3回、運営会議計5回）
  - ・ 寒川町障害者事業所連絡会参加（計1回）等
- ③町内の教育機関やその他の、障害者等支援を実施している機関に対する専門的な指導、助言及び研修に関すること。
  - ・ 279スマイル湘南（不登校児支援）との意見交換会に参加。
  - ・ NPO 法人寒川学童保育会との意見交換を実施。
  - ・ 適宜、町内小学校・中学校支援級への支援に関する助言等を実施。
  - ・ 適宜、養護学校への支援に関する助言等を実施。等
- ④寒川町地域自立支援協議会への協力に関すること
  - ・ 寒川町自立支援協議会参加（計4回）
  - ・ 運営会議参加（計計4回）

## 【課題】

### ①専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応に関すること

(ア)の2とも重複するところではあるが、軽度の知的障がい等で非行行動のある若年層の方や、未受診で引きこもりの状況の方(成人、児童ともに)の家族からの相談が増えている。警察の介入による緊急時対応等もあり、また、後者においては本人には直接関わることが困難な中、福祉の領域が主軸となる支援では立ち行かなくなることがある。しかしながら、適切な連携先も見当たらず支援の展開に苦慮している。

### ②地域の相談支援体制強化に関すること

①の課題に通じるところではあるが、委託相談の対象者像が多様化していることから、委託相談のあり方について地域での課題の共有と、あり方の共通認識が必要だと感じている。また、同時に委託相談の現状を踏まえ、計画相談との役割の明確化も必要であると思う。

### ③町内の教育機関やその他の、障害者等支援を実施している機関に対する専門的な指導、助言及び研修に関すること。

個別支援を介した、教育機関等への助言等は適宜実施していたが、研修会や意見交換会等に招致されることもなく、また、委託相談としても実施するには至らなかった。教育機関等との個別ケース以外の媒体を通じた協働関係の構築が必要と感じている。

### ④寒川町地域自立支援協議会への協力に関すること

今年度はコロナウィルスの感染拡大により、全4回のうち、3回が書面開催となったため、協議を活性化することは困難な状況であった。

今後は協議が活性化するよう、委員の各選出母体の立場から見える地域課題を協議会に挙げていき、課題抽出が可能となる協議会の体系化が必要だと感じている。

(ウ) 居住入居等支援に関する事項

- ① 不動産業者に対する物件、あっ旋依頼及び家主等との入居契約手続きの支援に関すること。
- ② 利用者の生活上の課題に対し、緊急対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡および調整に関すること。

【実績】

①不動産業者に対する物件、あっ旋依頼及び家主等との入居契約手続きの支援に関する  
こと

- ・ 本人と不動産業者に同行し、物件の選定の協力依頼を実施、また、不動産業者に対して、手続き上の合理的配慮（入居までのスケジュールの丁寧な説明等）の依頼等を実施。

②利用者の生活上の課題に対し、緊急対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡および調整に関すること。

- ・ 家主からの相談に適宜対応し、本人の生活上の困りごと（ゴミ出しなど）について、共有し、本人宅へ訪問同行を実施。等。

【課題】

①不動産業者に対する物件、あっ旋依頼及び家主等との入居契約手続きの支援に関する  
こと

今年度については、実際に不動産業者との関わりがあった方は1名に留まっている。件数自体は少ないが、個別支援の他に、地域の不動産業者に対しての普及啓発活動も必要であると感じている。

②利用者の生活上の課題に対し、緊急対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡および調整に関すること。

近所の方や、家主とのつながりが希薄な方が多く、また、委託相談としても家主及び町内会等と連携が希薄であるため、緊急時や災害時に即時に居宅に様子を伺うことのできる支援体制が脆弱である。

#### 4 2022年度（令和4年度）の主な取り組み

① 委託相談支援事業と、指定特定・指定障がい児相談支援事業の役割の明確化

委託相談支援事業と、指定特定・指定障害児相談支援事業の役割を明確化することにより、相談支援の質の向上と量的拡大の両立を目指します。

委託相談支援事業においては、緊急介入及び集中的・機動的支援、本人及び家族との直接支援が困難な状況における相談介入に至るまでの環境調整または関係機関の後方支援を中心に行うものとし、ある程度の生活支援の習慣化が図れた時期（サービスにつながった時点）に、本人の意思を確認した上で、速やかに指定特定・指定障害児相談支援事業への移行を行っていきます。

② 寒川町の相談支援体制強化

寒川町は現在、基幹相談が1か所、委託相談と指定特定相談支援は、すまいる、ゆいっとの2か所のみで展開しています。

寒川町における相談支援の需要と供給の現状を整理し課題を共有し、解決を図るために、福祉課、基幹相談、すまいる、ゆいっとの4者で協議していきます。個別ケースを通じた地域づくりを行っていきます。

③ 児童期支援機関との連携強化

手帳もなく、診断もなく、普通級（幼稚園・保育園）であるが不登校（不登園）等の状況の児童の保護者からの相談が増えており、児童期の相談内容は多様化しています。行政においては福祉課、子育て支援課のみならず、青少年育成担当である学び推進課（学童など）等と連携を強化し、寒川町として児童期支援のあり方の協議ができる素地を形成していきます。

提出〆切：2022年（令和4年）4月30日

## 障害者等及び家族等支援に関する事業 実施報告

目的：発達障がい児者等及びその家族に対し障害に対する受容と理解を促すこと

### (1) 支援者支援

(実績)

■概要：保育園または幼稚園を訪問し、保育士（幼稚園教諭）から見て発達に関して気になる児童についての関わり方及び環境調整や、対象児童の所属しているクラス運営等に関して、担当保育士等に助言等を行った。

■支援方法：担当保育士（幼稚園教諭）に事前に記入して頂いた保育士支援シートを基本情報として、実際の保育の場面のモニタリングを行ない、別日に担当保育士へのフィードバックを実施。担当保育士（幼稚園教諭）との面談の中で対象児童への理解の促進、保育の方法について一緒に検討し、環境調整等の助言を行なった。

■協力機関：湘南東部障害保健福祉圏域発達障害者支援体制整備事業  
発達障害者地域支援マネージャー  
(地域支援マネージャーによる訪問同行、フィードバック面談同席)

■実施期間：2021年4月～2022年1月

■相談件数： 37件

4月	5月	6月	9月	10月	11月	12月	1月※
1件	1件	9件	10件	2件	6件	2件	6件

※1月については、コロナウィルス感染拡大の状況により訪問園より訪問の自粛要請があり、フィードバックは未実施。

(効果)

本事業を継続利用している園については、発達の気になる児童への早期発見があり、園での保育に苦慮している状況から、保育の可能性へと保育士自身が視点を向ける好機がより早くなっているように感じている。

本事業を通して、担当保育士が対象児童への理解を深め、向ける視点が変わることにより、担当保育士の保育士としての自信にもつながっているように思う。また、十数人のクラスを担当保育士が一人で抱え込まざるを得ない状況にある中、園外でも保育の悩みを相談できる場所が確保されていることは、保育士の労働環境の整備にも与していると感じている。

## (課題)

### ■事業を利用する園の限定性について

事業を継続利用している園は、寒川町内の教育・保育施設 10 園（保育所等 6 園、幼稚園 2 園、認定子ども園 2 園）に対し、保育園 2 園、幼稚園 1 園に留まっている。継続利用している園については、その効果は上記の通りであるが、寒川町全体としての保育士（幼稚園教諭）支援を捉えたときには、園によって偏りが生じてしまっており、更には保育士支援に偏りがあることで、相談支援事業所の認知にも偏りが生じ、相談支援との連携を図っていく土壌の形成にも園ごとに差異が生じている。

寒川町と、「障害者等及び家族等支援に関する事業」についての周知を、町内教育・保育施設に向けて改めて行う必要がある。

### ■子育て支援課との連携について

本事業の目的（発達障がい児者等及びその家族に対し障害に対する受容と理解を促すこと）を遂行するに際し、子育て支援課の役割とも通じるところでもある。保育士支援のあり方について、寒川町と協議していく必要がある。

## (2) 家族支援

### (実績)

#### ■研修協力：研修名「ペアレント・トレーニング」

■概要：昨年度はコロナウィルス感染拡大の状況により、中止となったが、今年度も昨年度実施予定であったペアレント・トレーニングを実施。しかし、同じくコロナウィルス感染拡大の状況により、全 9 回の実施予定を全 2 回の短縮プログラムに変更し、全 2 回コースの 2 回の実施となった。

#### ■実施主体：主催 寒川町

協力 神奈川県発達障害支援センターかながわ A

湘南東部障害保健福祉圏域発達障害者支援体制整備事業

発達障害者地域支援マネージャー

寒川町障がい者相談支援事業所ゆいっと

■日時：A コース日程 1 日目 10 月 27 日（水）、2 日目 11 月 10 日（水）

B コース日程 1 日目 11 月 24 日（水）、2 日目 12 月 8 日（水）

各日程とも午前 9 時 30 分～11 時 30 分

■参加者：A コース日程 母親 4 名

B コース日程 母親 1 名、子育て支援センタースタッフ 2 名

## (効果)

ペアレント・トレーニングは家庭でも実践できる内容となっており、研修終了後の参加した母親からは、子どもへ向き合う視点が変わり、子どもとの関係に余裕を持つことが増えたとの感想が寄せられた。また、参加した母親の中には、相談支援事業所を知らない方もおり、相談支援事業所を知るきっかけの場ともなった。

次年度は、コロナウィルスの感染拡大の状況にもよるが、本来の9回コースでの実施をする予定である。

## (課題)

### ■周知の在り方

昨年度に引き続き、今年度もコロナウィルス感染拡大の状況により開催の方法に関しては、ズーム開催の案や、人数制限の案が出たりと、感染の状況により打ち合わせ毎に変更となり、最終的にはプログラムの短縮版による開催となった。

最終的な開催方法、日時を決定することに難航した背景はあるが、十分な周知をすることができなかった。

次年度は、より多くの必要とする家族が参加できるよう、周知の時期やあり方を福祉課と検討していく必要がある。また、相談につながっていない家族の方は、研修を契機に相談につながれるような研修の作り方が必要である。

### ■子育て支援課との連携について

(1) 支援者支援と同様に、子育てをしている家族への支援は、子育て支援課の役割にも通じるところでもある。児童期の家族支援のあり方について、寒川町全体として障がいの有無に関わらず、「子ども」の育ちをどう支えていくかという視点が必要であると感じる。

# 基幹相談支援センター

2021 年度（令和 3 年度）特定非営利活動法人 藤沢相談支援ネットワーク

## さむかわ基幹相談支援センター

### 相談支援事業実施報告書兼利用実績集計報告書

#### 1 年度総括

2021 年度（令和 3 年度）については、委託相談支援事業所へのバックアップ体制の強化に取り組み、各相談員と基幹相談がケースを共有することで、相談員の抱え込みの防止や各機関との円滑な連携を目指した。また、緊急介入ケースや多世代支援が必要となるケースについては、福祉課・委託相談支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、重層的な支援体制の土台作りを行った。

自立支援協議会では通年の協議テーマを設定し、緊急時の支援体制の強化及び児童期における支援ネットワークの課題の洗い出しを行い、2022 年度（令和 4 年度）の継続協議課題とした。

#### 2 相談員人員配置及び資格状況（2022 年（令和 4 年）3 月 31 日現在）

##### 【相談員人員配置】

管理者（相談員との兼務（有）・無）	
常勤専従	1 名
常勤兼務	1 名（常勤換算 0.5 名）
非常勤	0 名（常勤換算 名）
合計	2 名（常勤換算 1.5 名）

##### 【資格】複数回答可

社会福祉士	1 名
精神保健福祉士	1 名
保健師	0 名
相談支援専門員	2 名（内、主任相談支援専門員 1 名、現任研修修了者 1 名）
その他（介護福祉士）	

#### 3 実施事業

##### （ア）総合的かつ専門的な相談支援に関する事項

- ① 障害の種別により異なるニーズへの対応に関すること。
- ② 解決困難事例、支援困難事例その他の困難事例への対応に関すること。

### 【実績】

・児童期から 80 歳代の高齢障害者までの幅広い方々に対して、相談機関につながっていない方への直接支援や、転入・転出に伴う市外関係機関との調整、オブザーバーとしてのケア会議出席など、緊急介入から後方支援に至るまで支援内容は多岐に渡った。

・基幹相談として関わっているケースとして顕著なのが、一つの家庭に相談支援対象者が複数名いるご家庭が挙げられる。個々のニーズと家庭生活を機能していくためのバランスを取りながら、関係機関とも協議を繰り返し対応してきた。

・サービス提供事業所の突然の閉所時には、福祉課とサービス利用の調整が必要な方のリスト化を行い、委託相談支援事業所と連携してサービス調整等を迅速に行う事が出来た。

相談人数 : 67 人 (障害者 : 53 人 障害児 : 14 人)

(身体 : 7 人 知的 : 30 人 精神 : 19 人 その他 : 11 人)

相談回数 : 723 回 (述べ相談数)

新規相談経路 : 59 人

寒川町福祉課	24 人	相談支援事業所	27 人
保健予防課	2 人	特別支援学校	2 人
サービス提供事業所	2 人	家族	2 人

### 【課題】

・寒川町として、「相談支援につながっていない方」に対して、相談支援を届ける仕組み (可視化) が喫緊の課題であり、基幹相談・委託相談の役割と機能を明確に提示していく必要がある。自立支援協議会の取り組みと連動し、相談支援のさらなる社会化を目指す。

#### (イ) 相談支援機能強化に関する事項

- ① 地域の相談支援従事者に対する訪問等による専門的な指導及び助言に関すること。
- ② 地域の相談支援従事者等の人材育成に関すること。
- ③ 地域の相談機関等との連携に関すること。
- ④ 計画相談支援の推進に関すること。

### 【実績】

・令和 3 年度は委託相談支援事業所に基幹相談による定期訪問を開始し、年間で計 19 回訪問して延べ 53 のケース検討等を実施した。事業所内で行き詰ったケース等を第 3 者としてスーパーバイズすることで柔軟な対応を促したり、広域な視点を提供したりすることで事業所内での抱え込みの解消を目指した。

・支援困難ケースについて、ケア会議等に同行し、他機関との連携の必要性などを実践の中で伝えることで、相談員のスキルアップの一翼を担った。

・事例検討に関しては、コロナ禍において ZOOM を活用した事例検討会を実施するとともに、地域包括支援センターで開催される地域ケア会議に定期的に参加し、高齢・障害世帯の連携強化を図った。

・湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンターと、藤沢市（基幹相談）・茅ヶ崎市（元町の家）・寒川町（基幹相談）の相談支援事業所の共催で、2市1町の委託相談支援事業所を対象とした「地域リーダー育成研修」を立案・計画したが、コロナウィルス感染拡大により中止となった。

・計画相談支援の推進に関しては、他市のサービス提供事業所から新規指定特定事業所開設にかかわる相談を受け、寒川町も対象地域として計画相談の展開へと繋がった。

#### 【課題】

・相談支援従事者の人材育成に関しては上記のOJTの実施と並行して、研修会や事例検討などの、知識の習得や相談支援の心構え等を浸透させる機会創出が求められている。

・計画相談支援の指針に関しては、寒川町委託相談支援事業所連絡会にて福祉課・委託相談・基幹相談のそれぞれの立場からの課題を解消し、サービス等利用計画の利用定着を図っていく。

#### (ウ) 地域移行及び地域定着の促進への取り組みに関する事項

- ① 障害者支援施設、精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発に関すること。
- ② 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートに関すること。

#### 【実績】

・地域移行に関しては、茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会に参加し、長期入院者に対する「退院に向けた冊子」の作成に参加した。

・長期入院者の退院時や障害児入所施設から退所に合わせての支援介入依頼が入り、家族支援を含めた委託相談支援事業所のバックアップとしての支援が増えてきている。

・コーディネート機能に関しては、寒川町障がい児者緊急時支援プランと連動し、緊急時の支援コーディネートの役割を担っている。

#### 【課題】

・障害者支援施設や共同生活援助からの地域移行を進めていくためには、当事者のニーズと状況に合わせて、施設入所→日中活動サービス支援型→介護サービス包括型→単身生活等、当事者の活用できる社会支援を循環させて行く必要がある。相談支援が旗振り役となり、町内外を含めた各機関に対する地域移行の働きかけが求められる。

#### (エ) 寒川町地域自立支援協議会(寒川町地域自立支援協議会設置要領(平成22年4月1日施行)に規定する協議会をいう。以下同じ。)の会議の開催及び進行にあたり調整が必要な事項

- ① 寒川町地域自立支援協議会及びワーキンググループ等(以下「協議会等」という。)に係る運営に関すること。
- ② 協議会等に係る関係機関との連携強化の推進に関すること。
- ③ 障害者の差別解消に向けた取組に関すること。
- ④ 相談支援事業所意見交換会等の運営に関すること。

### 【実績】

・自立支援協議会においては、コロナ禍の影響による書面会議を中心として、「児童期の支援ネットワーク構築」「寒川町障がい児者緊急時支援プラン」の2つの大きな年間テーマを基に協議を行ってきた。今年度より、本会議の前に運営会議を実施することで、会長・副会長・事務局が情報共有を円滑にし、福祉課と役割分担を行いながら運営することが出来た。

・差別解消への取り組みについては、コロナ禍の影響もあり、例年通りの図書館展示や広報誌での発信に留まった。

・自立支援協議会で挙げられた相談支援に関する課題等については、月に1度開催した「委託相談支援事業所連絡会」にて議論を行い、自立支援協議会における委託相談支援事業所の報告の均一化等を図った。

### 【課題】

・コロナ禍における書面会議での開催が大半を占め、委員からの意見聴取が限定的になってしまった。今後も感染状況を踏まえながら、より多くの意見を吸い上げる工夫が必要である。

・「委託相談支援事業所連絡会」については、委託相談支援事業所の主体的な会議運営が求められる。協議会との連動性を深めるためにも、個別課題から地域課題を議論できる場として確立していく必要がある。

## (オ) 障害者の権利擁護及び障害者への虐待の防止に関する事項

- ① 成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援に関すること。
- ② 障害者に対する虐待を防止するための取組に関すること。

### 【実績】

・寒川町権利擁護ネットワーク連絡会及び、湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンターによる意思決定支援WGに参加し、相談支援における権利擁護の根幹となる意思決定支援について、関係機関と協議してきた。

・障害者虐待に関しては障害者虐待通報後のコアメンバー会議に参加し、その後のケアマネジメントを相談支援事業所等と再構築し、障害者虐待の防止に努めた。

### 【課題】

・成年後見制度の個別相談の実績はないが、障害者の重度化・高齢化が進む中で、関係機関と協働して、成年後見制度のさらなる普及啓発が求められている。

・障害者虐待の対応としては、被虐待者も虐待をしまっている家族等も、虐待の認識が不十分な場合が散見している為、普及啓発による発生防止と虐待発生後の事後対応の両面からのアプローチが必要である。

**(カ) 地域生活支援拠点等整備に関する事項**

- ① 地域生活支援拠点等整備事業におけるコーディネートに関すること。
- ② 困難な事態発生の予防を含めた支援と体制の確保に関すること。

**【実績】**

- ・令和4年3月31日時点で、「寒川町障がい児者緊急支援プラン」作成者は、1名である。緊急時に備えて、関係機関を含めて体制を整えている。
- ・寒川町地域自立支援協議会、当事者団体、寒川町福祉事業所連絡会等で、拠点整備についての周知を行った。また、相談支援事業所やサービス提供事業所にも周知することで、すでに関わりのあるケースを見直し、緊急時の対応を再考するきっかけとなっている。

**【課題】**

- ・拠点整備における緊急時の定義について、利用者とそのご家族、関係機関の間で共通認識を図る必要がある。
- ・会議（協議会を含む）等から現場の事業所には情報が届きにくい現状があるため、基幹相談の事業所訪問時等に事業の周知を行い、体制の確保の土台作りを引き続き継続していく必要がある。

**(キ) 前各号に掲げるほか基幹相談事業として必要な事項に関する事項**

- ① 障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信に関すること。
- ② 啓発等の取組に関すること。
- ③ 福祉人材の育成に関すること。
- ④ 会議集会等への対応に関すること。
- ⑤ 本事業に係る緊急時の相談対応及び報告体制の整備に関すること。

**【実績】**

- ・基幹相談が事業所訪問等により収集した情報（特に町内外の新規開設事業所）や、委託相談支援事業所連絡会の議事録等を、令和3年度に開設した寒川相談支援メーリングリストを活用して情報発信・共有を行った。
- ・障害の理解の普及啓発として、児童・民生委員勉強会、社協のボランティア講座、介護に関する入門的研修等で講師対応を行った。また、広報さむかわの障害福祉普及啓発記事では、障害者手帳不所持の方等、生活のしづらさを感じている方に向けた相談支援の提供を周知した。
- ・相談支援従事者初任者研修及び現任研修、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者各研修の講師対応を行った。

**【課題】**

- ・一般町民に対する障害福祉の普及啓発に関しては、寒川町のコンパクトな規模を活かして、ケースを通じた地域とのつながりをより深めていく必要がある。
- ・障害福祉分野の慢性的な人材不足は継続課題であり、新たな福祉人材の開拓が大きな課題となっている。

### 3 2022年度（令和4年度）の主な取り組み

#### ①地域の相談支援体制の強化

寒川町の地域性を活かした障害者相談支援体制の在り方を、自立支援協議会及び寒川町委託相談支援事業所連絡会にて協議・検討し、個別ニーズへの対応、相談支援体制の強化へと繋げるとともに、インフォーマルを含めた地域のネットワーク強化を目指していく。

#### ②地域生活支援等拠点整備事業の推進

2021年度（令和3年度）に自立支援協議会を通じて構築してきた「緊急時の受け入れ・対応」をより具体的に運用していく。「寒川町障がい児者緊急時支援プラン」の周知及び、「緊急ステイ事業」の受託法人の開拓を進める。

#### ③寒川町自立支援協議会の事務局機能

児童期の関係機関のネットワークの構築については、2021年度（令和3年度）に実施したアンケート結果を基にワーキンググループ等を設置し、協議・検討を行っていく。

#### ④相談支援事業所や各サービス提供事業所等のバックアップ体制の構築

定期的な事業所訪問等によるバックアップを継続し、相談員のケースの抱え込みの防止に努める。

#### ⑤地域移行・地域定着の推進

精神科病院・保健所・福祉課・相談支援事業所と連携し、関係会議を活用して、地域移行・地域定着を進める。